

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																								
<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 原子力品質保証規程（Z-21） c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" data-bbox="83 961 1210 1243"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</td> <td>NI-32</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</td> <td>NI-31</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-32	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-31	原子力安全・統括部	<p>(品質保証計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p>(中略)</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質保証計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</p> <p>(中略)</p> <p>4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 原子力品質保証規程（Z-21） c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録</p> <table border="1" data-bbox="1302 961 2430 1243"> <thead> <tr> <th>第3条の関連条項</th> <th>原子力品質保証規程の関連条項</th> <th>名称</th> <th>文書番号</th> <th>管理箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>4.2, 7.2.2</td> <td>文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</td> <td>NI-32</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> <tr> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>8.2.2, 8.5.1</td> <td>原子力品質監査基本マニュアル</td> <td>AM-19</td> <td>内部監査室</td> </tr> <tr> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3</td> <td>不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）</td> <td>NI-31</td> <td>原子力安全・統括部</td> </tr> </tbody> </table>	第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-32	原子力安全・統括部	8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-31	原子力安全・統括部	<p>変更なし</p>
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																						
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-32	原子力安全・統括部																																						
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室																																						
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-31	原子力安全・統括部																																						
第3条の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所																																						
4.2, 7.2.2	4.2, 7.2.2	文書及び記録管理基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-32	原子力安全・統括部																																						
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	AM-19	内部監査室																																						
8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	不適合管理及び是正処置・予防処置基本マニュアル（福島第一廃炉推進カンパニー）	NI-31	原子力安全・統括部																																						

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前						変更後						変更理由	
d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書						d) 組織内のプロセスの効果的な計画，運用及び管理を確実に実施するために，必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書						運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更	
第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文	第3条の 関連条項	原子力品質 保証規程の 関連条項	名 称	文書 番号	管理箇所	第3条以外の 関連条文		
5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	5.4.1, 8.2.3, 8.4, 8.5.1	セルフアセスメント実施基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-37	原子力安全・統括部	第10条		
5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3	5.5.4	5.5.4	保安管理基本マニュアル	DG-24	廃炉安全・品質室	第6条～第9条の3		
5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	—	5.6, 8.5.1	5.6, 8.5.1	マネジメントレビュー実施基本マニュアル	QA-18	業務統括室	—		
6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条	6.2	6.2	教育及び訓練基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NH-30	原子力人財育成センター	第79条～第81条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6, 8.2.4	運転管理基本マニュアル	QI-51	建設・運用・保守センター	第12条, 第13条, 第15条～第16条の2, 第18条, <del>第20条</del> ～第29条, 第33条, 第40条の2, 第81条, 第82条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	QD-52	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 7.6	燃料管理基本マニュアル	QD-52	プール燃料取り出しプログラム部	第13条, 第34条～第37条, 第81条		
		放射性廃棄物管理基本マニュアル	QJ-54	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条			放射性廃棄物管理基本マニュアル	QJ-54	防災・放射線センター	第38条, 第39条, 第41条～第43条, 第81条		
		保守管理基本マニュアル	QI-55	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条			保守管理基本マニュアル	QI-55	建設・運用・保守センター	第29条, 第68条, 第81条		
		放射線管理基本マニュアル	QJ-53	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条			放射線管理基本マニュアル	QJ-53	防災・放射線センター	第45条～第67条, 第81条		
		原子力災害対策基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NM-79	原子力運営管理部	第69条～第78条			原子力災害対策基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NM-79	原子力運営管理部	第69条～第78条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	DF-57	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.3, 7.4, 7.5, 7.6, 8.2.4	廃止措置基本マニュアル	DF-57	プロジェクトマネジメント室	第12条, 第13条, 第16条～ <del>第18条</del> , <del>第20条</del> ～第26条の2, 第38条～第40条, 第41条～第43条, 第45条～第78条, 第81条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-20 9-80	原子力安全・統括部	第2条の2, 第2条の3	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	法令等の遵守及び安全文化の醸成に係る活動基本マニュアル(福島第一廃炉推進カンパニー)	NI-20 9-80	原子力安全・統括部	第2条の2, 第2条の3		
7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DF-21	プロジェクトマネジメント室	—	7.2.3, 8.2.1	7.2.3, 8.2.1	外部コミュニケーション基本マニュアル	DF-21	プロジェクトマネジメント室	—		
8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	DG-13	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条	8.2.4	8.2.4	検査及び試験基本マニュアル	DG-13	廃炉安全・品質室	第68条, 第81条		
7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	QH-14	計画・設計センター	—	7.4	7.4	調達管理基本マニュアル	QH-14	計画・設計センター	—		
7.4	7.4	原子燃料調達基本マニュアル	QD-15	プール燃料取り出しプログラム部	—	7.4	7.4	原子燃料調達基本マニュアル	QD-15	プール燃料取り出しプログラム部	—		
(省略)						(省略)							

変更前	変更後	変更理由																								
<p>(原子炉注水系) 第18条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系<sup>※1</sup>は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、<u>常用</u>原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p><u>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合</u></p> <p><u>(2) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が1.0m<sup>3</sup>/hを超えた場合又はアンダーシュートにより、一時的に原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合</u></p> <p><u>(3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合</u></p> <p><u>(4) 運転中の原子炉注水ポンプが停止した場合において、当該原子炉注水ポンプ又は他の原子炉注水ポンプが自動起動したことにより、直ちに原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合</u></p> <p>2. 原子炉注水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 (2) 安全・リスク管理GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。 (3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、<u>原子炉の冷却に必要な注水量を確保</u>するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 (4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表18-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限（原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全・リスク管理GMは、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ<u>(非常用ディーゼル発電機含む)</u>の2系列をいう。</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="83 1570 1169 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80℃以下<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向<sup>※2</sup>がないこと</td> </tr> <tr> <td><u>常用</u>原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の<u>非常用</u>原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td><u>1.0</u>m<sup>3</sup>/h以下<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉压力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと	<u>常用</u> 原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の <u>非常用</u> 原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>	任意の24時間あたりの注水量増加幅	<u>1.0</u> m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>	<p>(原子炉注水系) 第18条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系<sup>※1</sup>は表18-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、<u>運転中の</u>原子炉注水系及び任意の24時間当たりの注水量増加幅に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p><u>(1) 原子炉注水系の流量調整又は流量変更時において、オーバーシュートにより、一時的に注水量増加幅が1.5m<sup>3</sup>/hを超えた場合</u></p> <p><u>(2) ほう酸水の注入に伴い、原子炉注水系を停止する場合</u></p> <p><u>(3) 運転中の原子炉注水ポンプの停止等、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できない場合において、原子炉の冷却に必要な注水量を確保できなくなった時点から24時間以内に原子炉の冷却に必要な注水量を確保した場合。なお、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するまでの間においては原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を1時間に1回確認する。</u></p> <p>2. 原子炉注水系が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。<u>なお、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が確認できない場合には原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を評価し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。</u> (2) 安全・リスク管理GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。 (3) 当直長は、原子炉注水系を運転するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を安全・リスク管理GMに通知する。 (4) 当直長は、<u>待機中の</u>原子炉注水系の各設備について、表18-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限（原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。また、安全・リスク管理GMは、原子炉压力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表18-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプの2系列をいう。</p> <p>表18-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 1570 2389 1822"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉压力容器底部温度</td> <td>80℃以下<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向<sup>※2</sup>がないこと</td> </tr> <tr> <td><u>運転中の</u>原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td><u>1.5</u>m<sup>3</sup>/h以下<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	原子炉压力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと	<u>運転中の</u> 原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>	任意の24時間あたりの注水量増加幅	<u>1.5</u> m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>	<p>運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																									
原子炉压力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと																									
<u>常用</u> 原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の <u>非常用</u> 原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>																									
任意の24時間あたりの注水量増加幅	<u>1.0</u> m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>																									
項目	運転上の制限																									
原子炉压力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>																									
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと																									
<u>運転中の</u> 原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																									
待機中の原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>																									
任意の24時間あたりの注水量増加幅	<u>1.5</u> m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>																									

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由																																									
<p>※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。</p> <p>※4：以下の場合を除く。                      ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。                      ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、<u>1.0</u>m<sup>3</sup>/h 以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。</p> <p>表18-2</p> <table border="1" data-bbox="83 688 1169 762"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機中の<b>非常用</b>原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表18-3</p> <table border="1" data-bbox="83 831 1169 1518"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置<sup>※5</sup></th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. <b>常用</b>原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. <u>常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。</u></td> <td>速やかに<b>現場対応を行う体制を整えた後1時間</b></td> </tr> <tr> <td>C. 待機中の<b>非常用</b>原子炉注水系が1系列もない場合</td> <td>C1. <b>非常用</b>原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td><u>E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u></td> <td><u>E1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認する。</p>	項目	頻度	待機中の <b>非常用</b> 原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	条件	要求される措置 <sup>※5</sup>	完了時間	A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	B. <b>常用</b> 原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. <u>常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。</u>	速やかに <b>現場対応を行う体制を整えた後1時間</b>	C. 待機中の <b>非常用</b> 原子炉注水系が1系列もない場合	C1. <b>非常用</b> 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<u>E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>E1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<p>※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、安全・リスク管理GMが、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：1系列が動作可能であることとは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。</p> <p>※4：以下の場合を除く。                      ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。                      ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、<u>1.5</u>m<sup>3</sup>/h 以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。</p> <p>表18-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 688 2389 762"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機中の原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表18-3</p> <table border="1" data-bbox="1302 831 2389 1346"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置<sup>※5</sup></th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A1. 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. <u>運転中の</u>原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. <u>原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</u></td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合</td> <td>C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>※5：要求される措置として注水量を増加させる場合は、任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限とせず、注水量を元に戻すことを優先し、注水量の増加後に未臨界であることを確認する。</p>	項目	頻度	待機中の原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	条件	要求される措置 <sup>※5</sup>	完了時間	A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに	B. <u>運転中の</u> 原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. <u>原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</u>	速やかに	C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更</p>
項目	頻度																																										
待機中の <b>非常用</b> 原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																										
条件	要求される措置 <sup>※5</sup>	完了時間																																									
A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																									
B. <b>常用</b> 原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. <u>常用原子炉注水系が運転上の制限を満足するように注水量を増加する又は待機中の原子炉注水ポンプを起動する。</u>	速やかに <b>現場対応を行う体制を整えた後1時間</b>																																									
C. 待機中の <b>非常用</b> 原子炉注水系が1系列もない場合	C1. <b>非常用</b> 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																									
D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																									
<u>E. 条件Bで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</u>	<u>E1. 原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																																									
項目	頻度																																										
待機中の原子炉注水系1系列が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																										
条件	要求される措置 <sup>※5</sup>	完了時間																																									
A. 原子炉圧力容器底部温度又は格納容器内温度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A1. 当該温度について運転上の制限を満足させる措置を開始する。	速やかに																																									
B. <u>運転中の</u> 原子炉注水系が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. <u>原子炉への注水手段を確保し、注水する措置を開始する。</u>	速やかに																																									
C. 待機中の原子炉注水系が1系列もない場合	C1. 原子炉注水系1系列を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																																									
D. 任意の24時間あたりの注水量増加幅が運転上の制限を満足していないと判断した場合	D1. 任意の24時間あたりの注水量増加幅を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																									

変更前	変更後	変更理由																							
<p><u>(非常用水源)</u>                      第19条  <u>非常用水源（ろ過水タンク及び純水タンク）は、表19-1で定める事項を運転上の制限とする。</u></p> <p><u>2. 非常用水源が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</u>  <u>(1) 運用支援GMは、非常用水源の保有水量（タンク水位）を1ヶ月に1回確認する。</u></p> <p><u>3. 運用支援GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表19-3の措置を講じる。</u></p> <p><u>表19-1</u></p> <table border="1" data-bbox="94 590 1133 716"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>表19-2</u></p> <table border="1" data-bbox="83 785 1133 856"> <thead> <tr> <th>保有水量（タンク水位）</th> <th>ろ過水タンク1基<sup>※1</sup></th> <th>純水タンク1基<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>916m<sup>3</sup>（1.9m）以上</td> <td>663m<sup>3</sup>（4.6m）以上</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※1：ろ過水タンク1基とはNo.2ろ過水タンクをいう。</u>  <u>※2：純水タンク1基とはNo.1純水タンク、No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう。</u></p> <p><u>表19-3</u></p> <table border="1" data-bbox="83 993 1124 1509"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"><u>A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</u></td> <td><u>A 1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>及び</u> <u>A 2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合</u></td> <td><u>B 1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> <tr> <td><u>及び</u> <u>B 2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u></td> <td><u>速やかに</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	非常用水源	表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること	保有水量（タンク水位）	ろ過水タンク1基 <sup>※1</sup>	純水タンク1基 <sup>※2</sup>		916m <sup>3</sup> （1.9m）以上	663m <sup>3</sup> （4.6m）以上	条件	要求される措置	完了時間	<u>A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</u>	<u>A 1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>及び</u> <u>A 2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合</u>	<u>B 1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。</u>	<u>速やかに</u>	<u>及び</u> <u>B 2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>	<p>第19条                      削除</p>	<p>運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更</p>
項目	運転上の制限																								
非常用水源	表19-2に定める保有水量（タンク水位）が確保されていること																								
保有水量（タンク水位）	ろ過水タンク1基 <sup>※1</sup>	純水タンク1基 <sup>※2</sup>																							
	916m <sup>3</sup> （1.9m）以上	663m <sup>3</sup> （4.6m）以上																							
条件	要求される措置	完了時間																							
<u>A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</u>	<u>A 1. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。</u>	<u>速やかに</u>																							
	<u>及び</u> <u>A 2. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																							
<u>B. 運転上の制限を満足している純水タンクが1基もない場合</u>	<u>B 1. ろ過水タンク1基の保有水量（タンク水位）が制限値を満足していることを確認する。</u>	<u>速やかに</u>																							
	<u>及び</u> <u>B 2. 純水タンク1基の保有水量（タンク水位）を制限値以内に復旧する措置を開始する。</u>	<u>速やかに</u>																							

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変更前	変更後	変更理由
<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能) 第25条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、原子炉格納容器内窒素封入設備（以下「窒素封入設備」という。）は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 窒素封入設備及び格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 安全・リスク管理GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、<u>運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び</u>必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p><u>(3) 当直長は、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認する。</u></p> <p>(4) 当直長は、表25-2に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気インリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(6) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する<sup>*1</sup>。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。</p> <p>②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。</p> <p>③安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。</p> <p>④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。</p> <p>⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、窒素封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-3の措置を講じる。</p>	<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能) 第25条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、原子炉格納容器内窒素封入設備（以下「窒素封入設備」という。）は、表25-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表25-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 窒素封入設備及び格納容器内水素濃度が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 安全・リスク管理GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、窒素ガス分離装置を<u>運転するとともに</u>、必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) 当直長は、表25-2に定める事項を確認する。</p> <p>(4) 安全・リスク管理GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表25-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気インリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(5) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する<sup>*1</sup>。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。</p> <p>②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。</p> <p>③安全・リスク管理GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。</p> <p>④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表25-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。</p> <p>⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、窒素封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、表25-3の措置を講じる。</p>	<p>運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更</p>

変更前		変更後		変更理由																							
<p>表25-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素封入設備</td> <td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること <u>及び他の窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u></td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度</td> <td>2.5% 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	窒素封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること <u>及び他の窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u>	格納容器内水素濃度	2.5% 以下	<p>表25-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>運転中の窒素封入設備</u></td> <td>窒素ガス分離装置1台が運転中であること</td> </tr> <tr> <td><u>待機中の窒素封入設備</u></td> <td><u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u></td> </tr> <tr> <td>格納容器内水素濃度</td> <td>2.5% 以下</td> </tr> </tbody> </table>		項目	運転上の制限	<u>運転中の窒素封入設備</u>	窒素ガス分離装置1台が運転中であること	<u>待機中の窒素封入設備</u>	<u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u>	格納容器内水素濃度	2.5% 以下	<p>運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更</p>									
項目	運転上の制限																										
窒素封入設備	窒素ガス分離装置1台が運転中であること <u>及び他の窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u>																										
格納容器内水素濃度	2.5% 以下																										
項目	運転上の制限																										
<u>運転中の窒素封入設備</u>	窒素ガス分離装置1台が運転中であること																										
<u>待機中の窒素封入設備</u>	<u>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であること</u>																										
格納容器内水素濃度	2.5% 以下																										
<p>表25-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>表25-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>		項目	頻度	窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																
項目	頻度																										
窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																										
項目	頻度																										
窒素ガス分離装置1台が専用ディーゼル発電機により動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																										
<p>表25-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）</td> <td>A1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合</td> <td>B1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	完了時間	A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）	A1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに	B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合	B1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>表25-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）</td> <td>A1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合</td> <td>B1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>		条件	要求される措置	完了時間	A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）	A1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに	B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合	B1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに	C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）	A1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに																									
B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合	B1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
条件	要求される措置	完了時間																									
A. 運転中の窒素ガス分離装置が1台もない場合（ただし、速やかに窒素ガス分離装置を再起動させた場合又は切り替えた場合を除く）	A1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置1台を運転状態とする措置を開始する。 及び A2. 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに  速やかに																									
B. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置が1台もない場合	B1. 専用ディーゼル発電機により運転可能な窒素ガス分離装置を少なくとも1台動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに																									
C. 格納容器内水素濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	C1. 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																									

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画変更比較表（第Ⅲ章 第1編）

変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p>(保守管理) 第68条 各プログラム部長及び各GMは、第18条から第29条、第40条及び第61条<sup>※1</sup>に定める設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>※2</sup>及び保全方法<sup>※3</sup>を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</p> <p>※1：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。                  ※2：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。                  ※3：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p>	<p>(保守管理) 第68条 各プログラム部長及び各GMは、第18条、<u>第20条</u>から第29条、第40条及び第61条<sup>※1</sup>に定める設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>※2</sup>及び保全方法<sup>※3</sup>を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。</p> <p>※1：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。                  ※2：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。                  ※3：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p>	<p>運転上の制限に係る一部条文の速やかな適正化に伴う変更</p>



変 更 前	変 更 後	変 更 理 由
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<a href="#">令和2年10月30日 原規規発第2010302号</a>） （施行期日） 第1条 この規定は、<a href="#">令和2年11月9日から</a>施行する。</p> <p>附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号） （施行期日） 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（<a href="#">_____</a>） （施行期日） 第1条 この規定は、<a href="#">原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に</a>施行する。</p> <p>附則（令和2年9月29日 原規規発第2009291号） （施行期日） 第1条 2. 第61条については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備における新設エリアモニタの運用を開始した時点から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</p> <p>（省略）</p>	